

## 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用などを補助

耐震診断や耐震改修の費用の一部を補助します。利用には事前申請が必要で、申請前に着手した場合は対象になりません。

詳しくは、[千葉市 木造住宅 補助](#)

### 木造住宅耐震診断費補助

市に登録している耐震診断士などが行う耐震診断の費用の一部を補助します。

**対象** 1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による、2階建て以下の一戸建て木造住宅

**戸数** 7戸 **補助額** 診断費の5分の4（上限96,000円）

### 木造住宅耐震改修費補助

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある（上部構造評点が1.0未満）と判断された木造住宅の改修費用の一部を補助します。

**対象** 2000年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による、2階建て以下の一戸建て木造住宅

**戸数** 27戸 **補助額** 工事費の5分の4（上限115万円）

**備考** 一度の工事で木造住宅の耐震化が困難な場合に工事を2回に分けて実施する補助（二段階耐震改修工事補助）や、住宅の1階に部屋型の耐震シェルターを設置する補助（耐震シェルター設置補助）もあります。詳しくは、お問い合わせください。

### 住宅除却工事費補助

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと判断され、住宅の取り壊しを行う方に費用の一部を補助します。

**対象** 1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた住宅など

**戸数** 1戸

**補助額** 除却費の23パーセント（上限20万円。密集住宅市街地の場合は上限30万円）



**備考** 申請書やパンフレットは、建築指導課、区役所総務課（稲毛区のみ地域づくり支援課）で配布。前記ホームページから印刷も可。

分譲マンションの耐震診断・耐震改修費の補助については[15面](#)へ

**申込方法** 5月29日（金）までに、申請書を建築指導課へ持参。

**問**建築指導課 ☎245-5836 **フ**245-5887

## 瓦屋根の耐風診断・耐風改修工事費用の一部を補助

既存住宅の瓦屋根の耐風診断および耐風改修工事の費用の一部を補助します。利用には事前申請が必要で、申請前に着手した場合は対象になりません。詳しくは、[千葉市 瓦屋根 補助](#)

詳しくは、[千葉市 瓦屋根 補助](#)

### 耐風診断費補助

瓦屋根の固定方法が現行基準に適合しているか確認する耐風診断の費用の一部を補助します。

**対象** 2021年12月31日以前に建設された市内にある住宅で、屋根が瓦葺きのもの

**戸数** 1戸 **補助額** 診断費の3分の2（上限21,000円）

### 耐風改修工事費補助

瓦屋根を全面改修する際の費用の一部を補助します。

**対象** 耐風診断費補助【上記】の対象で、瓦屋根の緊結方法が現行基準に適合していないもの

**戸数** 24戸

**補助額** 工事費または屋根面積に3万円を乗じた額のいずれか低い額の23パーセント（上限55万2,000円）

**備考** 申請書やパンフレットは、建築指導課、区役所総務課（稲毛区のみ地域づくり支援課）で配布。前記ホームページから印刷も可。

**申込方法** 6月1日（月）～30日（火）に、申請書を建築指導課へ持参。

**問**建築指導課 ☎245-5836 **フ**245-5887

受付期間5月7日（木）～29日（金）

## 桜木霊園合葬墓の使用者募集

桜木霊園合葬墓の使用者を募集します。合葬墓は、普通墓地や芝生墓地、林間墓地と異なり、一つのお墓に多くの焼骨を一緒に埋葬する形態の墓地です。継承の心配もなく、墓石を設置しないことで費用を軽減できます。

**納骨方法（合祀後の焼骨の返還はできません）**

①建物内に設置された納骨棚に使用許可後30年間安置した後、ほかの焼骨と合祀する（30年後合祀）

②納骨棚を使用せず、直接ほかの焼骨と合祀する（直接合祀）

### 申込区分・募集数・申込資格

申込区分	納骨方法・募集数	申込資格		
焼骨をお持ちの方*1	A1体分	①30枠（30体）	申込者と焼骨との続柄が配偶者、2等親以内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方 生前予約分は申込者本人が使用すること	
		②40枠（40体）		
	B2体分（焼骨2体分または焼骨1体分と生前予約1体）	①45枠（90体）		
		②50枠（100体）		
	C市営墓地返還	②50体		現在、市営霊園（桜木霊園・平和公園）の普通・芝生・林間墓地の使用者で、使用中の墓地を返還すること
	D市営墓地返還と生前予約1体	②30体		生前予約1体分は申込者本人が使用、2体目は申込者の配偶者・2親等以内の血族・千葉市パートナーシップ宣誓をしている方が使用すること（市外在住でも可）
E市営墓地返還と生前予約2体	②20体			
生前に申し込む方	D1体分	①30枠（30体）*2	申込者本人が使用すること	
		②20枠（20体）*2		
		①20枠（20体）*3		
	②20枠（20体）*3			
	E2体分	①15枠（30体）		生前予約1体分は申込者本人が使用、2体目は申込者の配偶者・2親等以内の血族・千葉市パートナーシップ宣誓をしている方が使用すること（市外在住でも可）
		②10枠（20体）		

\*1 祭祀を主催する方が申し込めます。分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者、2親等以内の血族、および千葉市パートナーシップ宣誓をしている方に存命者がいない場合はご相談ください。

\*2 1952年（昭和27年）4月1日以前生まれの方

\*3 1952年（昭和27年）4月2日以降生まれの方

**申込対象** 市内に1年以上（Cは1年以内でも可）継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地または芝生墓地の使用許可を受けていない方（Cを除く）

**使用料** 1体につき①7万円・②6万円（施設の維持管理費を含む）

**申込方法** 5月7日（木）～29日（金）消印有効。申込みのしおり（5月7日（木）から、桜木霊園管理事務所・生活衛生課・平和公園管理事務所・区役所総務課で配布）に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可（5月7日（木）9:00～29日（金）17:00受信分まで有効）。

**使用者の決定** 7月15日（水）9:30～11:30、市役所1階正庁で公開抽選（結果は全員に通知）

### 合葬式樹木葬墓地の募集（7月を予定）

**場 所** 平和公園（若葉区多部田町1492-2）

**問**桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 **フ**231-0124